

景観形成地域

【景観形成方針】

景観形成地域は、歴史・文化が薫る市街地景観や商業地の賑わい景観を創出するとともに、住宅地における潤いと安らぎの景観形成を図ります。

ア 景観形成地域の景観形成方針共通事項

- (ア) 歴史・文化的景観資源の保全・活用による歴史と文化の薫る魅力ある景観の形成
- (イ) 賑わいと魅力のある商業地の景観形成
- (ウ) 公園・緑地、河川等の市街地に残された自然の保全・育成
- (エ) 住宅地等の緑化による潤いのある市街地景観の形成
- (オ) 道路の緑化、シンボルロードの整備による個性ある沿道景観の形成

イ 地区別の景観形成方針

(ア) 中心商店街周辺地区 賑わいと魅力ある中心商店街の 景観形成を図ります。	a 賑わいのある中心商店街 の形成	・ショーウィンドーの充実、店頭照明、店舗改装等による中 心商店街の景観の向上 ・イベント等の開催による賑わいの商店街づくり
	b 魅力ある中心商店街の景 観形成	・まとまりと統一感のある中心商店街の形成 ・買い物を楽しめる歩行空間の創出 ・ポケットパーク、休憩施設等の整備
(イ) 松が岬公園～中心商店街～ 米沢駅区間 シンボルロードとして景観形成を 推進します。	a 松が岬公園～大門交番 (都市計画道路上杉神社 東寺町線)	・歴史・文化が薫る表参道にふさわしい景観形成 ・地区道路沿線における歴史・文化施設等と一体となった 景観形成 ・城下町の歴史・文化を楽しみながら散策できる道路の整 備
	b 大門交番～平和通り商店 街入口(都市計画道路南 米沢駅外の内線)	・点在する伝統的商家づくりの建築物を活かした景観の形 成 ・山当ての対象となっている兜山が眺望できる景観の保全 ・城下町の歴史・文化を体感しながら散策できる道路の整 備
	c 平和通り商店街入口～米 沢駅(都市計画道路米沢 駅元簗町線)	・芸術性を持たせたストリート・ファニチャー等の設置による 魅力ある道路づくり ・住之江橋からの吾妻山、斜平山の眺望景観の確保
(ウ) 東寺町・北寺町周辺地区 寺院等の資源を活かした、歴史 や文化が薫る景観の形成を図りま す。	a 古くから残された寺院の並ぶまちなみの保全	
	b 寺町としてのまちなみの景観形成	
	c 寺社林の保全と沿道の緑化推進	
(エ) 大町周辺地区 蔵が点在する歴史や文化が薫る 景観の形成を図ります。	a 古くから残された蔵の保全と活用によるまちなみ景観の形成	
	b 歴史や文化が薫るまちなみの形成	
	c 地区道路沿線の緑化推進と休憩施設等の整備	
(オ) 芳泉町周辺地区 武家屋敷群やうこぎ垣根の資源 を活かした、歴史や文化が薫る景 観の形成を図ります。	a 武家屋敷の並ぶまちなみの保全	
	b うこぎ垣根による沿道の景観形成	

【景観形成基準】

区 分		景観形成基準
①建築等	形態意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	・ 屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。 ・ 建築物の高さは、眺望面を超えないようにすること。やむをえず眺望面を超える場合は、当該建築物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。
②建設等	形態	・ 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀を避け、生垣や板塀の設置に努めること。
	色彩	・ 目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退すること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等による緑化に努めること。
	眺望景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。 ・ 工作物の高さは、眺望面を超えないようにすること。やむをえず眺望面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。ただし、都市計画で定められた用途地域は除く。
③開発行為		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
④土地の形質の変更		・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
⑤物件の堆積		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。

【保全対象の眺望景観】（都市計画で定められた用途地域を除く地域）

保全対象の眺望景観は、下表の視点から眺められる主対象の景観とする。

主対象 視点	大朝日岳	飯豊山	西吾妻山	栗子山	斜平山 （笹野山）
東北中央自動車道	○	○	○	○	
米沢南陽道路	○	○	○	○	
国道 13 号	○	○	○	○	
国道 121 号	○	○	○	○	○
国道 287 号	○	○	○	○	○
主要地方道米沢猪苗代線			○	○	○

注1 視点は、道路の路肩端又は歩道端で 1.5mの高さとする。 注2 視点のうち、地形上・植生上の理由で良好な眺望がえられない区間は除く。

注3 視点のうち、東北中央自動車道は供用区間をいう。